

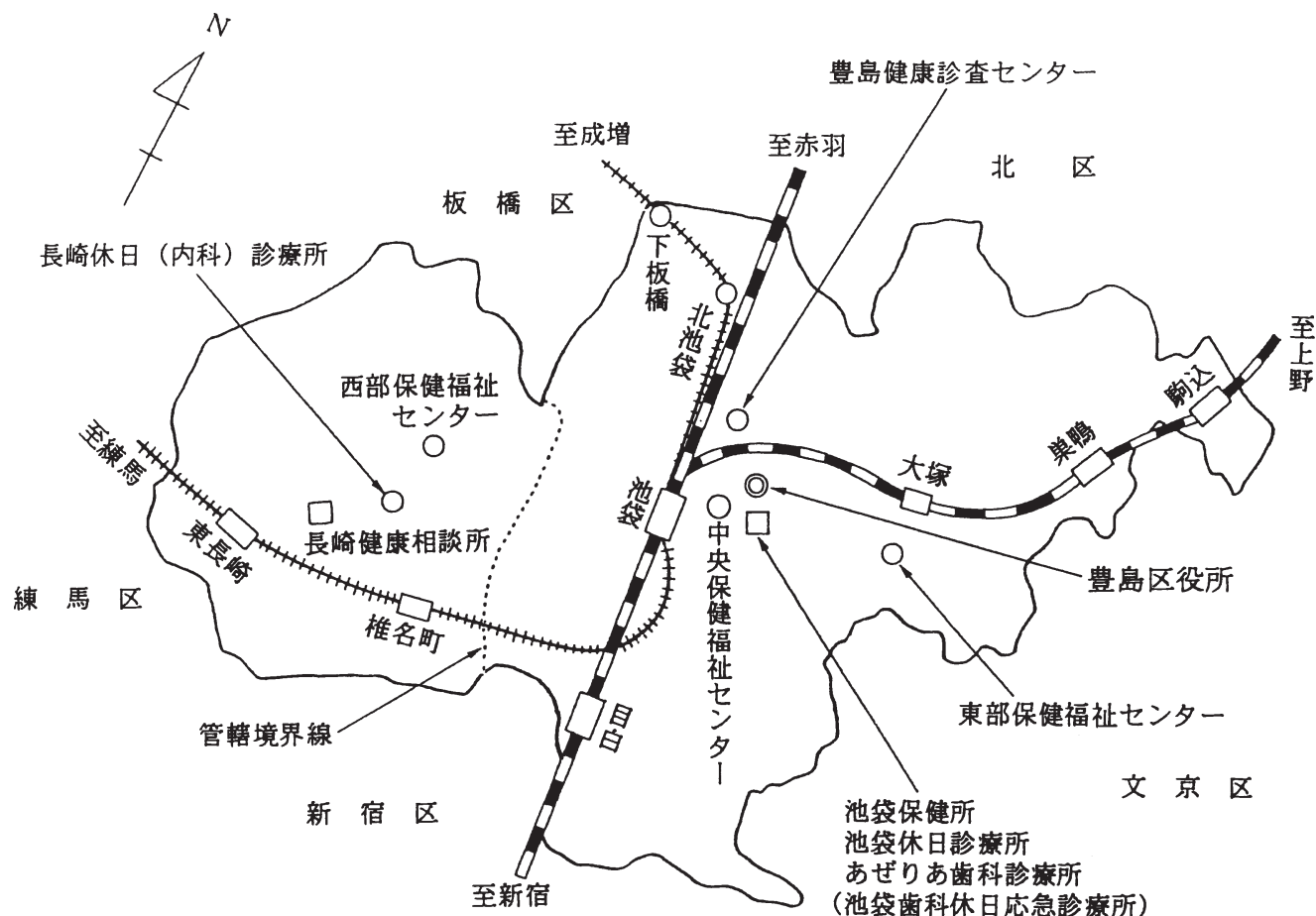
総 説

1. 沿 革

- 昭和12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行
15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設
19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称
22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）公布 23. 1. 1施行
23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足
28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称
40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる
48. 12. 6 豊島池袋保健所改築
50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区长崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置
50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定
53. 3. 12 衛生部分庁舎完成
53. 3. 31 長崎保健所改築
58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行
62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設
63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除
63. 7. 1 精神保健法（昭和62年法律第98号）施行
- 平成元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法第2号）施行
- 元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室）
2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室）
3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設
5. 4. 1 介護相談センター開設
6. 7. 1 保健所法改正、地域保健法（昭22年法律第101号）施行
6. 10. 3 池袋保健所A I D S知ろう館開設
7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行
8. 4. 1 らい予防法廃止
8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）
8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設
10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設）
10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）

- 11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設
歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設
- 11. 4. 1 口腔保健センター開設（障害者等歯科診療事業開始）
組織改正（衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）施行
（伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の廃止）
- 11. 9. 1 豊島健康診査センター開設
- 12. 4. 1 介護保険法（平成9年法律第123号）施行
組織改正（衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更）
- 12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部)分庁舎改修
- 14. 4. 1 組織改正（池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置）
- 15. 5. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）施行（栄養改善法廃止）
- 17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）（平成15年法律第110号）施行
- 18. 4. 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行
事務移管（共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管）
- 18. 10. 28 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）施行
- 18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設
- 19. 4. 1 がん対策基本法（平成18年法律第98号）施行
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）施行（結核予防法廃止、改正法に統合）
組織改正（生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編）
- 20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律第83号）施行（老人保健法の一部改正）
組織改正（生活衛生課・健康推進課において係再編）
- 21. 4. 1 組織改正（地域保健課・健康推進課において係再編）
- 22. 1. 1 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）施行
組織改正（がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合）
- 23. 4. 1 組織改正（生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止）
- 23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）施行
- 24. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。）

2. 保健所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋1丁目20番9号 地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
	管轄区域 (9.268km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、西池袋4丁目(1～4番、7～11番、13～18番)・5丁目(1～24番)、池袋1・2丁目・3丁目(1・2番、4～10番、13・14番、19～71番)・4丁目、池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1～3丁目・4丁目(1～4番、17～23番、35・36番)
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号 (3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目(池袋管内除く)・5丁目(池袋管内除く)、池袋3丁目(池袋管内除く)、目白4丁目(池袋管内除く)・5丁目、南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

(注) 平成14年4月1日の組織改正により、池袋保健所と長崎保健所を統合、保健所を池袋保健所に一本化するとともに長崎健康相談所を設置した。

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所 豊島区東池袋1-20-9 建物竣工年月日 平成10年11月4日

敷地面積	609.84 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート地下2階、地上7階
建物面積	地下2階	416.98 m ² 駐車場
	地下1階	436.55 m ² 電気室、倉庫
	1階	481.10 m ² A I D S 知ろう館、会議室、エントランス、池袋あうる薬局
	2階	490.44 m ² 子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール
	3階	461.36 m ² X線室、健康教育室、講堂
	4階	491.16 m ² 所長室、事務室、相談室、男女更衣室
	5階	491.16 m ² 事務室、衛生検査室、男女更衣室
	6階	445.26 m ² 池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所
	7階	302.08 m ² デイ・ケア室、環境分析室
	塔階	44.55 m ² エレベーター機械室
計	4,060.64 m ²	

2. 長崎健康相談所 豊島区长崎3-6-24 建物竣工年月日 昭和53年3月17日

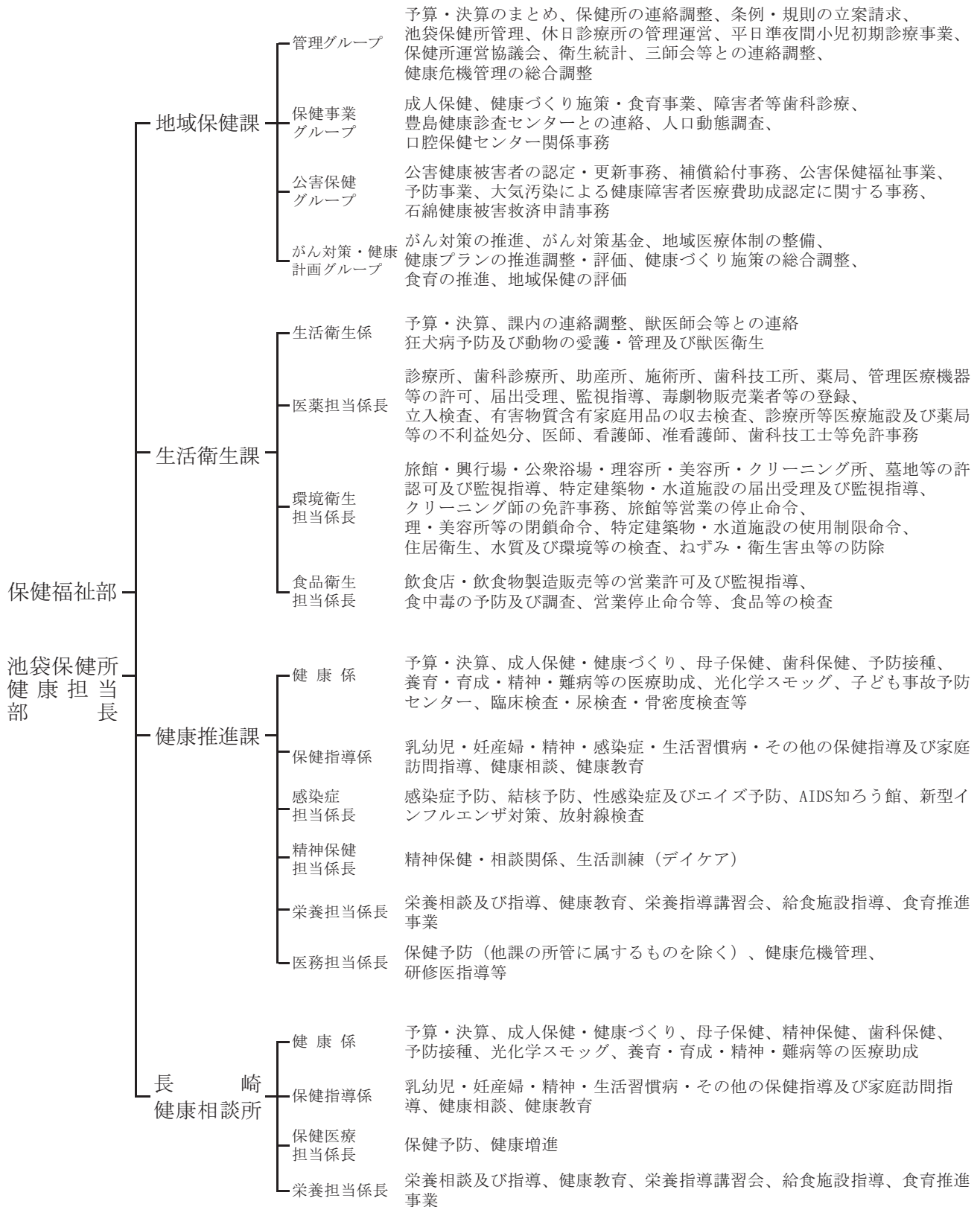
敷地面積	1,499.63 m ²	鉄筋コンクリート地下1階、地上2階
建物面積	地階	420.83 m ² 車庫、書庫、倉庫、休憩室、機械室、電気室
	1階	739.26 m ² 講堂、歯科相談室、栄養相談室、相談室、診察室、予診室、受付、ホール
	2階	784.14 m ² 所長室、事務室、デイ・ケア室、会議室、休養室、男女更衣室
	塔階	20.31 m ²
	計	1,964.54 m ² 平成2年3月31日2階増築デイ・ケア室 92.86m ²

3. 休日診療所

施設名	電話	住所	施設床面積
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階)	診療所 待合室 58.01 m ²
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区长崎2-27-18 (長崎複合施設3階)	診療所 待合室 51.57 m ²
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内)	診療所 待合室 237.76 m ²

4. 組織と分掌事務

平成24年4月1日現在



5. 職員配置

平成24年4月1日現在

(単位:人)

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長崎健康相談所	
総数	108	(1) 10	23	- 1	35	- 3	37	- 2	13	(1) 4
事務	41	- 4	19	- -	4	- 1	13	- -	5	- 3
医師	3	(1) -	1	- -	-	- -	2	- -	-	(1) -
衛生監視	29	- 2	-	- -	29	- 2	-	- -	-	- -
検査技術	2	- 2	-	- -	2	- -	-	- 2	-	- -
診療放射線	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
保健師	25	- 1	1	- 1	-	- -	17	- -	7	- -
栄養士	4	- -	1	- -	-	- -	2	- -	1	- -
歯科衛生士	1	- 1	-	- -	-	- -	1	- -	-	- 1
環境技能	0	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -
心理	0	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -
福祉	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
業務	1	- -	1	- -	-	- -	-	- -	-	- -

(注1) 保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 各欄上段（ ）内は兼務職員数で外数。長崎健康相談所長は、健康推進課長（参事）が兼務。

(注3) 各欄下段は、再任用又は再雇用職員で外数。非常勤職員及び臨時職員等は記載していない。

6. 人口のあらし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口 (単位: 人)

年次	全 国	東 京 都	豊 島 区
19	126,085,000	12,488,000	256,884
20	125,947,000	12,552,000	259,154
21	125,820,000	12,596,000	261,599
22	126,371,000	12,868,000	264,425
23	126,180,000	12,869,000	286,329

(注) 全国・東京都人口は「人口動態統計月報年計(概数)」(厚生労働省)、豊島区人口は「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による。平成23年「人口動態統計年報速報(概数)」は平成22年国勢調査による補正を反映したものである。

[2] 町別世帯と人口

(1) 池袋保健所管内

平成24年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積 (K m ²)
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 102,056	(人) 172,480	(人) 87,192	(人) 85,288	9.268
駒 込	8,709	16,097	7,804	8,293	0.752
巢 鴨	9,314	16,392	7,995	8,397	0.799
西 巢 鴨	6,839	11,891	5,875	6,016	0.547
北 大 塚	5,935	9,502	4,771	4,731	0.409
南 大 塚	8,279	13,634	6,721	6,913	0.607
上 池 袋	9,148	15,525	8,072	7,453	0.681
東 池 袋	10,500	16,634	8,699	7,935	0.935
南 池 袋	3,937	6,386	3,254	3,132	0.748
西 池 袋	6,608	10,509	5,486	5,023	0.803
池 袋	9,465	14,062	7,761	6,301	0.736
池袋本町	9,209	16,584	8,549	8,035	0.636
雑司が谷	4,629	8,124	4,001	4,123	0.404
高 田	5,387	9,499	4,721	4,778	0.494
目 白	4,097	7,641	3,483	4,158	0.717

(2) 長崎健康相談所管内

平成24年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積 (K m ²)
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 44,570	(人) 75,819	(人) 37,930	(人) 37,889	3.742
西 池 袋	2,085	3,222	1,638	1,584	0.137
池 袋	450	678	359	319	0.019
目 白	2,736	4,810	2,369	2,441	0.217
南 長 崎	10,975	18,288	9,300	8,988	0.812
長 崎	10,149	17,313	8,628	8,685	0.823
千 早	6,686	11,594	5,843	5,751	0.640
要 町	5,309	8,695	4,335	4,360	0.506
高 松	3,961	7,131	3,534	3,597	0.354
千 川	2,219	4,088	1,924	2,164	0.234

[3] 外国人登録者数

各年1月1日現在 (単位:人)

年次	総数	男	女
20	15,913	7,703	8,210
21	17,163	8,388	8,775
22	18,575	9,053	9,522
23	19,868	9,511	10,357
24	19,324	9,277	10,047

平成24年1月1日現在 (単位:人)

国別	登録者数
中国	11,737
韓国及び朝鮮	3,030
ミャンマー	933
ネパール	567
フィリピン	428
米国	360
タイ	269
ベトナム	223
その他	1,777
合計	19,324

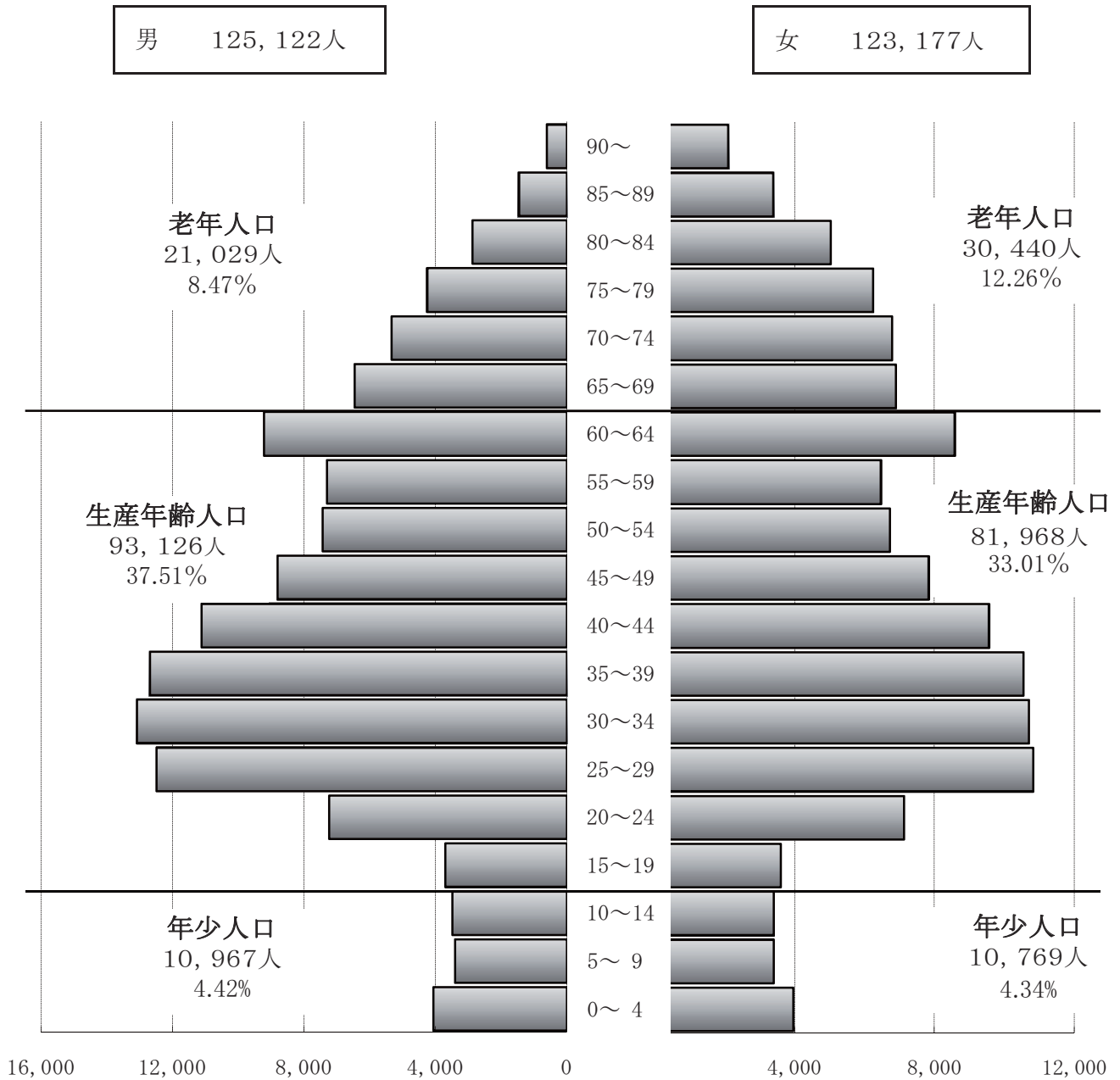
[4] 性・年齢階級別人口

平成24年1月1日現在 住民基本台帳人口 (単位:人)

区分 年齢	総数			池袋保健所			長崎健康相談所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	248,299	125,122	123,177	172,480	87,192	85,288	75,819	37,930	37,889
0～4	8,028	4,064	3,964	5,748	2,907	2,841	2,280	1,157	1,123
5～9	6,812	3,413	3,399	4,825	2,403	2,422	1,987	1,010	977
10～14	6,896	3,490	3,406	4,780	2,440	2,340	2,116	1,050	1,066
15～19	7,316	3,710	3,606	5,096	2,600	2,496	2,220	1,110	1,110
20～24	14,370	7,246	7,124	10,073	5,023	5,050	4,297	2,223	2,074
25～29	23,321	12,494	10,827	15,982	8,609	7,373	7,339	3,885	3,454
30～34	23,788	13,084	10,704	16,614	9,195	7,419	7,174	3,889	3,285
35～39	23,231	12,691	10,540	16,312	8,915	7,397	6,919	3,776	3,143
40～44	20,679	11,122	9,557	14,394	7,766	6,628	6,285	3,356	2,929
45～49	16,650	8,817	7,833	11,611	6,164	5,447	5,039	2,653	2,386
50～54	14,170	7,441	6,729	9,974	5,276	4,698	4,196	2,165	2,031
55～59	13,771	7,303	6,468	9,802	5,225	4,577	3,969	2,078	1,891
60～64	17,798	9,218	8,580	12,475	6,442	6,033	5,323	2,776	2,547
65～69	13,361	6,470	6,891	9,204	4,482	4,722	4,157	1,988	2,169
70～74	12,134	5,344	6,790	8,259	3,633	4,626	3,875	1,711	2,164
75～79	10,507	4,258	6,249	6,978	2,812	4,166	3,529	1,446	2,083
80～84	7,910	2,882	5,028	5,332	1,951	3,381	2,578	931	1,647
85～89	4,846	1,466	3,380	3,202	946	2,256	1,644	520	1,124
90～	2,711	609	2,102	1,819	403	1,416	892	206	686
100歳以上 (再掲)	102	16	86	66	7	59	36	9	27
年少人口 (0～14)	21,736 (8.75%)	10,967	10,769	15,353 (6.18%)	7,750	7,603	6,383 (2.57%)	3,217	3,166
生産年齢人口 (15～64)	175,094 (70.52%)	93,126	81,968	122,333 (49.27%)	65,215	57,118	52,761 (21.25%)	27,911	24,850
老年人口 (65～)	51,469 (20.73%)	21,029	30,440	34,794 (14.01%)	14,227	20,567	16,675 (6.72%)	6,802	9,873

(注) ()内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（平成24年1月1日現在）



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

科 目		予算現額	決算額	予算現額に比し	収入率
款	項	(千円)	(千円)	増(△)減 (千円)	(%)
	19 年 度	1,061,767	990,244	△71,523	93.3
	20 年 度	790,263	697,662	△92,601	88.3
	21 年 度	1,022,621	795,005	△227,616	77.7
	22 年 度	886,792	817,455	△69,337	92.2
	23 年 度	896,281	831,025	△65,256	92.7
	分担金及び負担金	496,748	423,011	△73,737	85.2
	負 担 金	496,748	423,011	△73,737	85.2
	使用料及び手数料	53,168	51,330	△1,838	96.5
	使 用 料	806	1,007	201	124.9
	手 数 料	52,362	50,323	△2,039	96.1
	国庫支出金	87,329	101,346	14,017	116.1
	国庫負担金	48,258	57,483	9,225	119.1
	国庫補助金	38,731	43,236	4,505	111.6
	国庫委託金	340	627	287	184.4
	都支出金	161,413	163,853	2,440	101.5
	都負担金	8,780	8,465	△315	96.4
	都補助金	151,370	154,614	3,244	102.1
	都委託金	1,263	774	△489	61.3
	寄付金	2,200	707	△1,493	32.1
	寄 付 金	2,200	707	△1,493	32.1
	諸 収 入	95,423	90,778	△4,645	95.1
	貸付金元利収入	24,150	24,150	0	100.0
	受託事業収入	19,771	19,776	5	100.0
	雑 入	51,502	46,852	△4,650	91.0

(注) 平成20年度の医療制度改革に伴い、健康診査関係の負担金を国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計で歳入したことにより、歳入額が減少した。

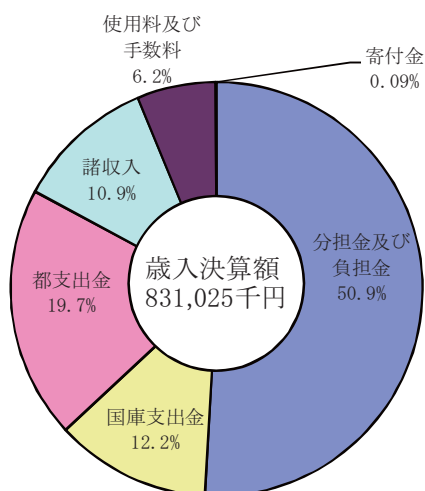
[2] 歳 出

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款 項	目				
衛 生 費					
19 年 度		3,231,677	3,108,072	123,605	96.2
20 年 度		4,595,491	4,276,661	318,830	93.1
21 年 度		3,166,106	2,639,956	526,150	83.4
22 年 度		3,145,586	2,798,026	347,560	89.0
23 年 度		3,167,641	2,865,930	301,711	90.5
	衛生管理費	1,573,942	1,486,305	87,637	94.4
	衛生総務費	960,955	958,304	2,651	99.7
	保健所費	87,596	79,277	8,319	90.5
	公害補償費	525,391	448,724	76,667	85.4
	環境衛生費	69,021	52,715	16,306	76.4
	環境衛生費	69,021	52,715	16,306	76.4
	保健衛生費	1,524,678	1,326,910	197,768	87.0
	保健指導費	1,013,796	873,967	139,829	86.2
	予 防 費	510,882	452,943	57,939	88.7

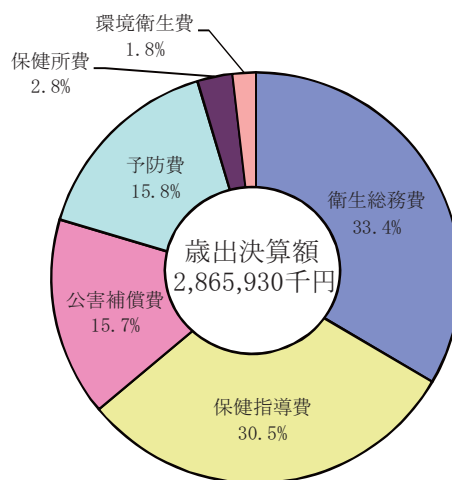
(注1) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(注2) 平成20年度において、池袋保健所等建設用地買収費の全額繰上償還をした事で歳出額が増大した。

歳入決算額（構成比）



歳出決算額（構成比）



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。